

2019年1月29日

福岡県知事

小川 洋様

福岡県地域人権運動連合会

会長 川口 學

糟屋郡粕屋町仲原 2594 の 3

電話 092 - 982 - 7070

FAX 092 - 982 - 8988

部落問題解決のための自由な意見表明を委縮させかねない「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」（案）については、国会審議の附帯決議の遵守の徹底と広く県民の意見・論議を求める立場から、今県議会への拙速な提案を行わないことを求める要請書

要請事項

- 1 「部落差別の解消の推進に関する法律」については、衆・参議院法務委員会の質疑内容を参考に附帯決議の遵守の徹底を求める。
- 2 法律は、部落差別の解消の推進について地方自治体単独の施策の実施を求めていない。ましてや県独自の条例の制定など必要でない。むしろ既存の「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」を廃止すること。
- 3 公正・公平・中立を旨とする地方自治公務の執行に当たり、一民間運動団体の意向に沿って、差別を掘り起す「実態調査」や、憲法の原則に反する「人権意識調査」などは行わないこと。「差別落書き」は、昔は「トイレの中」いまは「ネットの中」でどちらも発見の際、「消すこと」で問題化しないこと。
- 4 県条例案は「県民と県の責務」を設けているが、県行政を一運動体の運動に従わせるもので行政の主体性を欠くことになる。人権問題を部落問題に特化し

た「相談体制の強化」などは行わないこと。

5 県条例案に「県は部落解消に必要な教育及び啓発を行う」として、一民間研究団体の各種「人権・同和教育（啓発）」への助成を強化しようとしているが、「同和問題の教育課題がない今日、「同和問題」に特化した人権教育・啓発は行わないこと。

要請の理由

1, 全国人権連は、時代錯誤の「部落差別の解消の推進に関する法律」に強く反対した

全国地域人権運動総連合（全国人権連）は、2016年12月16日に公布・施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」について、今日の日本社会では社会問題としての部落問題は基本的に解決に至ったとの立場から参議院法務委員会の関係団体参考人質疑に立ち、これ以上の「同和特別施策の推進は問題解決にとって障害になる」として強く反対して陳述した。

総務省地域改善対策室は2002年3月に33年間にわたって実施してきた同和特別対策を終了する理由について、自らまとめた「同和行政史」に次のように記述している。

①国、地方公共団体等の長年の取組によって、同和地区を取り巻く状況は大きく変化した。全体的に、同和地区と周辺地域との格差はみられなくなっている。同和対策審議会答申等で指摘されていた物的な生活環境の劣悪さが差別を再生産するような状況は改善されてきた。

②このように同和地区が大きく変化した状況で特別対策をなお継続していくことは、同和問題の解決に必ずしも有効とは考えられない。行政施策は本来、全国民に受益が及ぶよう講じられるべきものであり、国民の一部を対象とする特別施策はあくまで例外的なもの。全国の同和地区すべてを一律に低位なものとみていくことは、同和地区に対するマイナスのイメージの固定化につながりかねず、特別対策をいつまでも継続していくことは問題の解決に有効とは考えられない。

③経済成長に伴う産業構造の変化、都市化等によって大きな人口移動の状況下では、同和地区・同和関係者に対象を限定した施策を継続することは実務上困難

になっている。

との3点をあげて施策終了の理由を説明した。

「部落差別の解消の推進に関する法律」は、立法事実がなく、極めて無定見な議員立法と言わなければならない。この法律では、「部落差別」についての定義をしないまま、調査と施策の実施、教育・啓発の推進と相談体制の整備などを求めている。これでは、問題解決の歴史を逆流させ、いたずらに混乱と障害を持ち込むだけである。

法律の運用を誤れば、

- ①無法な私的制裁である部落解放同盟の「差別糾弾闘争」が息を吹き返し、特権的な同和対策の維持・復活を許しかねない。
- ②差別探しのための実態調査は部落の固定化や旧身分の洗い出しという人権侵害にならざるを得ず、行政が人為的差別の垣根をつくりいつまでも残すことになる。
- ③「教育・啓発」と称して国民を「差別者」扱いして国民の内心に介入し、思想信条の抑圧を野放しにする危険が避けられない。

部落問題は、封建的身分制度の残滓、遺りものを取り除くことで解決できる問題である。憲法の下、社会構造が近代的民主的に変革され、民主主義の前進をはかる国民の不断の努力を背景に、経済が高度成長し、特別対策が実施され、問題解決に向かって大きく前進してきた。

そして今日、国民の多くが日常生活で部落問題に直面することがほとんどなくなり、若い世代では部落問題は過去の問題となりつつあり、なっている自治体もある。

このような時代に、「部落差別」を法律名に冠する恒久法など無用の長物でるといわなければならない。

2. 参議院附帯決議は「法律」の不備を危惧し補正をめざすもの

人権連などの「慎重審議」や「廃案】を求める国会要請が急速に広がる中、参議院法務委員会では関係運動3団体（人権連、解同、自由同和会）と法曹界代表の参考人質疑が実現した。

全国人権連新井直樹事務局長と法曹界参考人の石川元也弁護士は、「確認・糾弾に法的なお墨付きを与えかねない」「同和特権を復活させ、同和利権を再来させ、問題解決を未来永劫に先送りするもの」と法律案の矛盾点や問題点を厳しく指摘

した。

解同本部西島藤彦書記長は、具体的な事実を示さないまま部落差別の厳しさを強調した。

自由同和会推薦の灘本昌久参考人は、「日本は（部落差別を）うまく無くしてきている。部落解放同盟本部の現状認識は差別の過大評価」と指摘した。

このような議論の末、法律案は賛成多数で採択されたが、異例ともいえる3項目の附帯決議をつけた。

附帯決議は3項目。

第1 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

第2 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

第3 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に慎重に検討すること。

と厳しい注文をついている。

附帯決議が指摘する「過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等」とは、

- ① 1974年11月の兵庫県立八鹿高校教員への集団暴力事件、
 - ② 1970年代以降20年以上にわたって広島県内で発生した校長など教育関係者16人以上の自殺事件、
 - ③ 1977年2月の福岡県北九州市での行政と運動団体による糾弾行為による三菱鉱業セメント苅田工場副場長の自殺事件、
 - ④ 1992年7月の大分県立三重高校の校長自殺事件、
 - ⑤ 1993年10月の福岡県小郡市の市立小郡中学校校長自殺事件、
 - ⑥ 1999年12月には三重県立松阪商業高校校長自殺事件など、
- 以上はいずれも「解同」による「差別者」に対する一方的な徹底糾弾の蛮行の結果生じた惨事である。

この糾弾行為の結果、市民や行政、企業、議員などに「同和は怖い問題」「避けたほうがよい」という意識を発生させ、同和問題に対する新たな差別意識をうみ

だしました。そして、「同和は厄介だ」という空気の中でエセ同和行為、同和利権行為が横行した。

1986年12月に出された地域改善対策協議会の意見具申では、「部落差別の解消を阻害していた要因」として次の4点を指摘している。

第1は、行政の主体性の欠如の問題。

第2は、同和関係者の自立、向上の精神の涵養の視点の軽視の問題。

第3は、民間運動団体の行き過ぎた言動に由来するエセ同和行為の問題。

第4は、同和問題についての自由な意見の潜在化傾向の問題。

これらは至極まっとうで正確な指摘である。これらが今日、部落問題の解決を遅らせている最大の要因である。

3, 学校教育で子どもたちに「部落民宣言」をさせることは許されない

附帯決議は、「教育と啓発、実態調査の実施」について、それを実施することによって「新たな差別を生むことがない」よう厳しい注文をついている。さらに「世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえる」よう適正かつ丁寧な運用を求めている。

部落問題のなかで最も困難な問題と言わってきた「結婚問題」について、結婚適齢期の若年層の8割から9割以上が「こだわり」を持っておらず、一部例外的に旧身分や地域を問題にするケースがあっても、周りの関係者の説得や骨折りで解決している。このように今日では「部落差別は時代遅れ」とする環境が地域でも職場でもでき上がっている。

ところが、参議院法務委員会の参考人質疑の中で、西島解同本部書記長は教育・啓発問題について「私たちの運動は、教育に始まり教育に終わる、そこに尽くるというふうに思うんですね。・・特措法が終わった以後の状況を見ていますと、どんどんどんどん同和問題が希薄化しながら、いわゆる教育で語られなくなり・・。そういう意味では、もう一度、原点の教育のところでしっかり学習しながら、・・自分が（部落）出身と高らかに名のれるような社会を我々としては目指していきたい」と臆面もなく陳述した。

このような独りよがりの「運動」は、自分たち大人だけのことにしてもらいたい。子どもたちの世界にまで持ち込むのは犯罪的行為と言わざるを得ない。

児童生徒たちに学校教育の中で、「高々と」「部落民宣言」をさせることは、まさに「新しい差別をうみだす」ことであり、子どもたちのあいだに「部落」対「非

部落」という非科学的な思い込みと偏向を長く将来にわたって植え付けるものであり、決して許されものではない。

差別の実態調査について、地域的には「劣悪な地域」は環境が改善され、人的交流は大きく進み、差別の実態は失われている。このような今日、あらたに「対象地域」と「対象住民」をつくり出すことになる調査など必要であり、むしろそれは部落問題解決の歴史を逆流させる愚挙といえる。

4. 法案提案者が「旧対象地区・住民を対象にした実態調査は行う必要性も可能性もない」と説明

参議院法務委員会の質疑（2016年12月1日）で日本共産党の仁比聰平議員が、2011年の全国隣保館協議会の実態調査の強行を例にあげて、法律6条の実態調査のあり方を提案者に質問している。法案提案者の一人・若狭勝衆議院議員（当時）は「本法案は、あくまで、そうした対象となる個人とか地域、いわゆる旧同和地区を特定した上で、その中の個人とか地区等々について実態調査をするということは全く考えておりません。そういう懸念の下で私どもはこの法案を提案したわけではございません」と答弁。

仁比議員「旧同和特別対策の対象地域として指定されていた、そうした地域の住民を抽出して行うという、これはこの法案ではやらないんだということですね」と質問。

若狭提案者「この法案の下で実態調査を行うということは旧同和地区を特定した上で、その中の個人の人などを特定した上での調査というのは、まったく行う予定はございません」と答弁。

仁比議員「予定はないというが、法文からは全く読み取れません」と質問。

若狭提案者「ご指摘の部落、一部の部落の地区のところにおいてその中にいる対象者を一部切りだして、そこの調査を行うということを考えているものでもなく、その必要性もないという前提で法案を作っております」と踏み込んだ答弁。

仁比議員「旧対象地域に住んでいる人を一部切りだすという意味が分からない」とさらに質問。

若狭提案者「結論から申し上げれば、そうした個人とか地域を特定した上で調査を行うという必要もないというふうに考えた上での法案と考えております」と答弁。

仁比議員「必要がないというのがまた分からないんですけど。・・旧対象地域の

住民を抽出して行わないということがこの法案のどこに書いてあるのか教えてください」と念押しの質問。

若狭提案者は「委員ご懸念のような調査が行われるという必要性もなければ、その可能性、実態もないという前提で法案を作っております」と明確に、後で誤解が生じないように答弁している。

このように参議院法務委員会で、質問と答弁が繰り返されたのである。

埼玉県では、部落解放同盟県連が同和行政終結を実行した3市町を相手取って「終結」差止訴訟を起こした。「解同」は「部落差別解消推進法」の成立を追い風にして同和行政の継続実施を求めたものだが、最高裁判所は2018年3月、同和行政の終結の措置は行政の裁量の範疇であり「部落差別解消推進法」に反するものではない、ときっぱり判決している。

この判決は、附帯決議の「地域社会の実情を広く踏まえ、新たな差別を生むことのないよう留意しながら、真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等を慎重に検討すること」という指摘を支持し、地方自治体の主体性を擁護したものである。

5. 福岡県の主体性を欠く「人権」行政及び人権・同和教育・啓発の廃止こそ急務

福岡県は「解同」福岡県連の「2017年度にネット上の差別事象が41件あった」を理由に、1995年に制定した「県部落差別事象の防止に関する条例」を、この間（1995年から2018年の23年間）、一度もこの条例に基づく調査中止などの指導や助言、勧告を知事が行った例がないのに、今回、同条例を「解同」言いなりに改めて「県部落差別の解消の推進に関する条例」（案）として県議会2月議会に提案しようとしている。

条例「改正」の理由に挙げている「インターネット上の差別」が「41件」というが、福岡法務局の「平成29年中の『人権侵犯事件』の状況について」（概要、平成30年3月20日）では「新規受付総数476件」のうち「同和問題 2件」のみ。「解同」が問題にしているインターネット上は、「インターネット 新規 38件」と「同旧受付 24件」の合計62件。同法務局によれば「当局で調査した結果、当該情報は、被害者のプライバシー及び名誉を侵害するため、当該サイトの管理者等に削除要請し、当該サイトは削除された（措置：「要請」）と勝利されている。これがすべて「同和」関係だけとみるのは無理があり、「解同」主張は納得

しがたい。

福岡県下では過去、「解同」言いなりに県当局の主体性を欠いた同和行政をめぐって福岡市と北九州市での「同和行政窓口一本化是正裁判」をはじめ、北九州市での同和事業用地の土地ころがし疑惑事件、「解同」の糾弾による「小郡中学校校長自殺事件」、暴力団が介在した北九州市八幡西区での 10 億円の斎場建設事件、「解同」支部役員のエセ同和行為「立花町差別はがき事件」、県民 904 人が原告団となって提訴した偏向同和教育是正の住民訴訟など、部落問題解決に逆行する県当局と運動団体の不祥事が相次いだ。これら一連の不祥事が、県民世論に与えたマイナスイメージは計り知れないものがある。

福岡県に求められることは、「解同」偏重の「人権」行政及び人権・同和教育・啓発の廃止し、同時に、「部落差別解消推進法」はその名称とは裏腹に、部落（差別）問題を固定化・永久化させる危険性をはらんだ法律であることを真摯にうけとめ、衆参法務委員会の附帯決議を厳格に遵守することが、失われた行政の主体性の確保をとり戻すことになる。

以上、この要請書の趣旨を真摯に受け止め、今、県議会 2 月定例議会への県条例「改正」案の提案は撤回されることを強く求めるものである。

なお、この要請書と同意義の議会請願を 2 月福岡県議会に行うことを付記しておく。